

資料 1



パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合主催  
**自分で計算しよう！わが家の必要保障額**  
～ 無駄な保障をなくして使えるお金をふやそう ～

パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合  
長岡京支部

禁無断複写転用

■ 生活経済研究所長野が提供するアドバイス、ファイナンシャル・プラン、講演等すべての情報は、講演参加者が生涯にわたる目標を設定し、これを実現するための計画を実行する際の手助けをするものです。従って、一時的な財テクや節税などを目的とするものではありません。■ 生活経済研究所長野が提供するアドバイス、ファイナンシャル・プランおよびそれに基づく助言は、講演参加者に対して拘束力を持ちません。講演参加者は自己の責任においてアドバイス、提案内容の採否を決定します。■ ファイナンシャル・プランの実行にあたり、国内外の社会情勢、金融・経済情勢の急激な変化に伴うリスクについて、生活経済研究所長野は一切の責任を負わないものとします。■ 生活経済研究所長野は金融商品（保険、投資信託等）の販売には一切関わらず、公正な情報提供に努めています。

■ FPI-J®および生活経済研究所®はエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社の登録商標です。■ 本誌の著作権はエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社に帰属します。Copyright (C) 2018 FPI-J, INC. All Rights Reserved. ■ 本誌の全部または一部を引用・転載する場合は事前にエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社の書面による承認を取得する必要があります。■ 投資助言・代理業 登録番号 関東財務局長(金商)第 629 号

## もくじ

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 必要保障額の考え方 .....                 | 3  |
| 2. 遺族保障の必要保障額 .....                | 4  |
| 2.1 公的保障 .....                     | 4  |
| 2.1.1 遺族年金 .....                   | 4  |
| 2.1.2 埋葬料（公的保障、パナソニック健康保険組合） ..... | 5  |
| 2.2 企業内保障 .....                    | 6  |
| 2.2.1 弔慰金（使用者） .....               | 6  |
| 2.2.2 特別弔慰金等（業務上災害、使用者） .....      | 7  |
| 2.2.3 特別弔慰金等（通勤途上災害、使用者） .....     | 8  |
| 2.2.4 遺族給付金（パナソニック企業年金基金） .....    | 8  |
| 2.2.5 弔慰金（パナソニックグループ労働組合連合会） ..... | 9  |
| 2.2.6 死亡共済金（電機連合） .....            | 9  |
| 2.2.7 遺族育英給付制度 .....               | 10 |

## 1. 必要保障額の考え方

必要保障額とは「生命保険や共済にいったいいくらかければいいのか」という質問の「いくら」をさします。例えば、葬儀代準備、子どもの教育費準備、遺族の生活資金準備などを合計して7,000万円必要だった場合であっても、その全額を準備しなければならないわけではありません。なぜならば、公的保障、企業内保障として賄われている「人任せ」の保障があるからです。

これら「人任せ」の保障を差し引き、それでも不足する部分だけを自分で用意することを前提とした場合のその不足額を必要保障額といいます。また、必要保障額がいくらになるかを知るためには、公的保障、企業内保障としていくら受け取れるのか知らなければなりません。

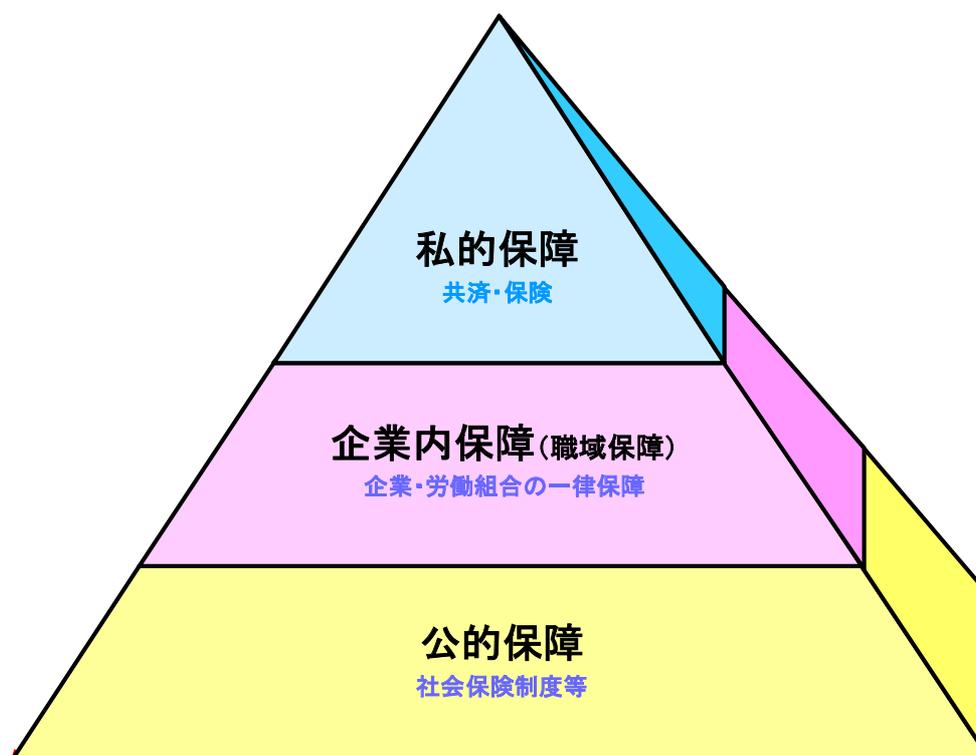


図 1：保障のピラミッド

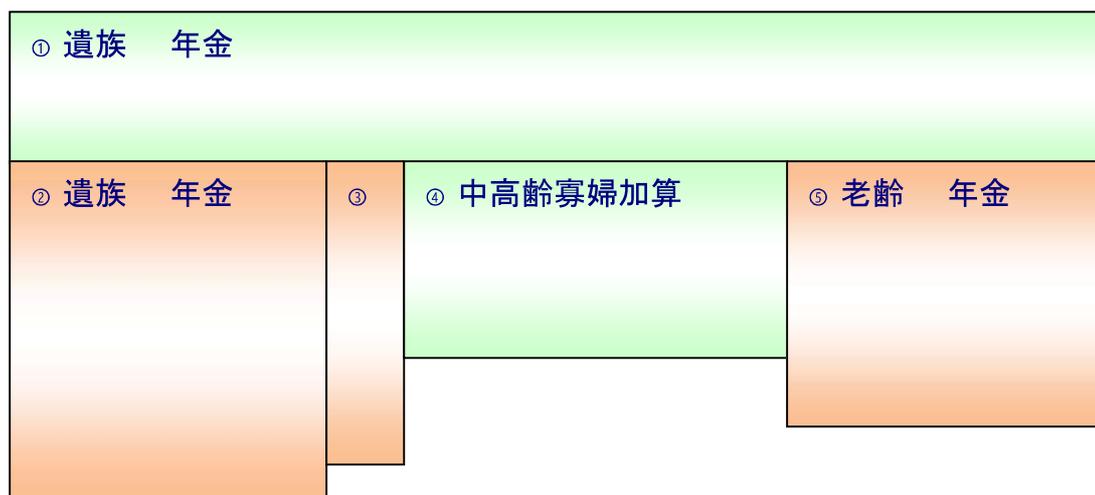
## 2. 遺族保障の必要保障額

### 2.1 公的保障

#### 2.1.1 遺族年金

モデルケース

妻 35 歳、長男 5 歳、次男 0 歳



① 遺族年金  
 $\text{平均標準報酬額}^1 \times 5.481/1,000 \times \text{被保険者月数} \times 0.999 \times 3/4$

② 遺族年金

③ 遺族年金

④ 中高齢寡婦加算<sup>2</sup>

⑤ 老齢年金

<sup>1</sup> 死亡時点におけるおおよその月給（諸手当を含み、税金・社会保険料は差し引く前の額）×0.96 で近似

<sup>2</sup> 子のない妻の場合、遺族厚生年金の受給権発生時（夫の死亡時）に 40 歳未満の妻には中高齢寡婦加算が給付されない

## 2.1.2 埋葬料（公的保障、パナソニック健康保険組合）

健康保険の被保険者が亡くなった場合は、健康保険組合から埋葬料<sup>3</sup>または埋葬費<sup>4</sup>のいずれかが支給されます。

| 摘要  | 給付額               |
|-----|-------------------|
| 埋葬料 | 5万円               |
| 埋葬費 | 埋葬に要した実費（埋葬料の範囲内） |

### 2.1.2.1 手続き（埋葬料の場合）

|      |              |
|------|--------------|
| 提出書類 | 1. 埋葬料（費）請求書 |
| 提出期日 | 随時           |
| 提出先  | 会社人事にて対応     |

### 2.1.2.2 手続き（埋葬費の場合）

|      |  |
|------|--|
| 提出書類 | 1. 埋葬料請求書<br>2. 死亡診断書<br>3. 埋葬に要した費用の領収書（原本） |
| 提出期日 | 事由発生から速やかに提出                                 |
| 提出先  | 事業所健保窓口（総務・人事部門）<br>を通して健康保険組合へ              |

<sup>3</sup> 被保険者と生計維持関係にあり、葬祭を行う者に対して支給される

<sup>4</sup> 埋葬料の支給される者がいないとき、埋葬を行った者に対して実費相当額が支給される

## 2.2 企業内保障

### 2.2.1 弔慰金（使用者）

従業員が亡くなった場合は、次の弔慰金、香典が給付されます。

| 適用    | 給付額      |      |
|-------|----------|------|
| 死亡退職金 | 退職金細則による |      |
| 弔慰金   | 勤続3年未満   | 30万円 |
|       | 勤続3年以上   | 50万円 |
|       | 勤続10年以上  | 80万円 |
| 香典    | 20万円     |      |

モデル例) 死亡時 35 歳、勤続年数 13 年、普通死亡の場合

|     |      |
|-----|------|
| 弔慰金 | 80万円 |
| 香典  | 20万円 |

---

死亡に起因する給付合計 100万円

#### 2.2.1.1 手続き

|      |          |
|------|----------|
| 提出書類 | 会社人事にて対応 |
| 提出期日 | 随時       |
| 提出先  | 会社人事にて対応 |

## 2.2.2 特別弔慰金等（業務上災害、使用者）

従業員が労働者災害補償保険法の業務上の死亡認定を受けた場合は、次の弔慰金、特別弔慰金、香典、葬祭料が給付されます。

| 適用                 | 給付額                        |          |
|--------------------|----------------------------|----------|
| 弔慰金                | 勤続 3 年未満                   | 2,120 万円 |
|                    | 勤続 3 年以上                   | 2,220 万円 |
|                    | 勤続 10 年以上                  | 2,320 万円 |
| 特別弔慰金 <sup>5</sup> | 平均賃金 1,000 日分 <sup>6</sup> |          |
| 香典                 | 50 万円                      |          |
| 葬祭料                | 平均賃金の 120 日分を下回らない範囲内      |          |

### 2.2.2.1 手続き

|      |          |
|------|----------|
| 提出書類 | 会社人事にて対応 |
| 提出期日 | 随時       |
| 提出先  | 会社人事にて対応 |

<sup>5</sup> 弔慰金、特別弔慰金、香典を合計して 3,200 万円に満たない場合にはその差額を特別弔慰金に加算

<sup>6</sup> 平均賃金とは、事由の発生した日以前 3 ヶ月の間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいう

## 2.2.3 特別弔慰金等（通勤途上災害、使用者）

労働者災害補償保険法の通勤途上災害の死亡認定を受けた場合は、次の弔慰金、特別弔慰金、香典が給付されます。

| 適用                 | 給付額       |        |
|--------------------|-----------|--------|
| 弔慰金                | 勤続 3 年未満  | 300 万円 |
|                    | 勤続 3 年以上  | 350 万円 |
|                    | 勤続 10 年以上 | 400 万円 |
| 特別弔慰金 <sup>7</sup> | 1,400 万円  |        |
| 香典                 | 20 万円     |        |

### 2.2.3.1 手続き

|      |          |
|------|----------|
| 提出書類 | 会社人事にて対応 |
| 提出期日 | 随時       |
| 提出先  | 会社人事にて対応 |

## 2.2.4 遺族給付金（パナソニック企業年金基金）<sup>8</sup>

在職中に本人が亡くなった場合、一時金が受け取れます<sup>9</sup>。亡くなった本人が年金受給資格を満たしている場合は、一時金としてではなく年金受け取りもできます。

| 適用    | 給付額   |
|-------|---|
| 遺族給付金 | 2013 年 6 月 30 日 <sup>10</sup> までの基金の個人別勘定残高 <sup>11</sup> に亡くなった月までの利息付与額を加算した額をもとに算出 |

### 2.2.4.1 手続き

|      |          |
|------|----------|
| 提出書類 | 会社人事にて対応 |
| 提出期日 | 随時       |
| 提出先  | 会社人事にて対応 |

<sup>7</sup> 第三者の保障を受ける時は補償分を控除して支給

<sup>8</sup> TPSCo については適用外

<sup>9</sup> 年金でも受け取れる

<sup>10</sup> 確定拠出年金制度の導入前

<sup>11</sup> ポイント部分とキャッシュバランスプラン部分。過去分という

## 2.2.5 弔慰金（パナソニックグループ労働組合連合会）

組合員が亡くなった場合は、次の弔慰金が給付されます。

| 適用  | 給付額  |
|-----|------|
| 弔慰金 | 20万円 |

### 2.2.5.1 手続き

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 提出書類 | パナソニックグループ労働組合連合会<br>共済給付金請求兼受領書 |
| 提出期日 | 発生後3ヶ月以内                         |
| 提出先  | 労働組合                             |

## 2.2.6 死亡共済金（電機連合）

組合員が亡くなった場合は、次の死亡共済金が給付されます。

| 適用              | 給付額                   |      |
|-----------------|-----------------------|------|
| ゆうあい共済<br>死亡共済金 | 普通死亡                  | 20万円 |
|                 | 組合活動中死亡 <sup>12</sup> | 50万円 |

### 2.2.6.1 手続き

|      |  |
|------|--|
| 提出書類 | 1. 電機連合ゆうあい共済見舞金支給申請書<br>2. 死亡証明書、診断書等 |
| 提出期日 | 発生後3ヶ月以内                               |
| 提出先  | 労働組合                                   |

<sup>12</sup> 電機連合本部及び地協が主催した組合活動中または移動中の災害

## 2.2.7 遺族育英給付制度<sup>1314</sup>

会員が亡くなったときに遺族(配偶者と子、または子)があった場合は、遺族育英給付制度から、次の遺族年金が給付されます。

| 適用                     | 給付額              |   |
|------------------------|------------------|---|
| 遺族育英給付制度 <sup>15</sup> | 配偶者と子の場          | 6万円/月<br>第2子以上<br>1人につき<br>1万円加算              |
|                        | 子のみの場合<br>(第2まで) | 子供1人につき<br>3.5万円/月<br>第3子以上<br>1人につき<br>1万円加算 |

モデル例) 死亡時 35 歳、第 1 子 5 歳、第 2 子 0 歳の場合

第 1 子 : 月額 6 万円 × 12 ヶ月 × (18 歳 - 5 歳) = 936 万円

第 2 子 : 月額 1 万円 × 12 ヶ月 × (13 歳 - 0 歳) = 156 万円

月額 6 万円 × 12 ヶ月 × (18 歳 - 13 歳) = 360 万円

合計 1,452 万円

### 2.2.7.1 手続き

|      |          |
|------|----------|
| 提出書類 | 会社人事にて対応 |
| 提出期日 | 随時       |
| 提出先  | 会社人事にて対応 |

<sup>13</sup> Pscs 社及び Pscs 労働組合が松下幸之助頌徳福祉会と同等の制度として構築

<sup>14</sup> TPSCo については適用外

<sup>15</sup> 高校教育未了(または 18 歳未満)の子女であること。障害による退職者(4 級以上)にも適用